

(別表イ)

社会福祉法人 白水福祉会

## 役員等報酬規定<役員及び評議員の報酬等に関する規定>

(目的)

第1条 この規定は定款第[九条]及び[二三条]に基づき、役員等の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、常勤役員のみ形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- 2 常勤役員等については、理事長が別表1の範囲内で報酬、賞与及び退職手当を決定し支給する。
- 3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 4 理事長報酬については、業務として以下のとおり定め、その業務につき下記表の範囲内で法人全体の施設運営に支障がない範囲内で支給する。
  - (1) 全園の教育保育サービス充実のための業務
  - (2) 全園の子供育ち保障のための近隣関係団体との連携業務
  - (3) 法人理念の周知、浸透、共有化を図るための業務
- 5 当法人職員を兼ね職員給与を支給しているものの役員等報酬は支給しない。
- 6 理事・監事・評議員には、別表1の内容にて支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 研修会や各種会議等の出席については、その都度社会の通例に準じて理事長が支給額および支給日を決定する。

- 2 常勤役員等に対する報酬の時期および賞与の時期は、当法人職員給与と同時期とする。
- 3 理事・監事・評議員には会議出席状況に応じて支給する。(会議開催日の翌月15日※基本的に振込とするが金融機関の休日の関係で前後する)
- 4 理事長の報酬は、2月15日に支払う。(基本的に振込とするが金融機関休日の関係で前後する)
- 5 退職手当については、任期の満了、辞任、死亡により退職した後、6か月以内に支給できるように努力する。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事・監事・評議員のほかの支給額は別表1記載内容とする。

(報 告)

第5条 支出状況は事業報告に加える。

(公 表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の基準として公表する。

(改 正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決を経て改正する。

<別表1>

報酬について

役職名	報酬額
理事長	1000万(年間上限)
常勤役員理事	40万(月額上限)
理事・監事・評議員	理事会・評議員会ほか会議出席報酬 1回 20,000円
監事	監査手当 30,000円

賞与について

役職名	報酬額
理事長	なし
常勤役員理事	報酬月額4.45ヶ月分(夏冬合わせて上限)

費用弁償について

内容(評議員、理事、監事、選任解任委員)	支出額
印鑑証明その他証明に係る費用	実費
交通費(理事会・評議員会など出席時) ※往復2,000円を上回る支出があり、実費請求があればその額とする。	一律 2,000円
研修費など	実費

(付 則)

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日 改定

平成31年7月1日 改定